第三期特定健康診查等実施計画

工機ホールディングス健康保険組合

最終更新日:令和4年08月29日

特定健康診査等実施計画 (平成30年度~令和5年度)

背景・現	背景・現状・基本的な考え方						
No.1	①被保険者は、品川本社、工場は実施率が100%であるが、各支店等の実績を回収できていない。 ②被扶養者は、現役世代の受診率が特に低い。 ③契約病院以外で受診した人間ドックの受診結果を回収できていない。	→	①事業主と連携し、各支店等での特定健診受診結果を回収する。 ②被扶養者に対しては、協力機関と契約し、全国巡回の健診サービスを採用する。医療 機関での受診券の配付も継続する。				
No.2	①拠点毎に特定健診の実施時期が異なるが、特定保健指導は同時に 行うことから、特定保健指導期間(6ヶ月)が終わらないうちに次の 特定健診を迎えてしまう。 ②事業所から離れている被保険者は未実施である。 ③被扶養者は未実施である。	→	①数十人規模以上の(勝田工場、品川本社)の特定保健指導は集合指導を継続する。 ②営業拠点や被扶養者等の少人数で集合指導に適さない対象者については、個別訪問指導及び遠隔指導等の方法を採用する。 ③ (健保連) の集合契約医療機関のうち特定保健指導ができる病院の案内も継続する。				
No.3	①疾病分類別1人当り医療費を見ると、全健保と同様に(1)呼吸器系 疾患、(2)新生物、(3)循環器系疾患が上位を占めることが分かった。 ②医療費の上位傷病名を見ると、(1)高血圧、(2)喘息、(3)急性気管 支炎、(4)うつ病等がある。	>	①(2)新生物については、罹患者の罹患部位と部位検診の受診実績をもとに、部位検診を 見直す。 ②(1)高血圧は特定保健指導でフォローする。(4)うつ病については、事業主へも現状を示 し、共通認識をもって対策を検討する。				
No.4	①有病者数は、(1)高脂血症、(2)高血圧症、(3)糖尿病が大部分を占めている。 ②生活習慣病の1人当たり医療費は、(1)糖尿病、(2)高血圧症、(3)高脂血症の順である。全健保と比べ、糖尿病にかかる医療費が150円以上高い。 ③受診勧奨基準値以上にも関わらず、医療機関で診察を受けていない人が116人いる。	>	①特定保健指導を継続して実施するとともに、未実施である工場外勤務者や被扶養者への特定保健指導を実施する。 ②糖尿病になる前に改善する手立てを考える。 ③事業主へ情報提供し、受診勧奨を行う。				
No.5	①調剤費総額は、中高年(40~59歳)世代が多い。 ②1人当たり調剤費は、50~64歳、70~74歳が多い。 ③ジェネリック使用割合は、25~34歳の子育て世代の被扶養者が6 割を超えている。35歳以上は被保険者、被扶養者ともに5割を超える 使用率となっている。	>	H27年度から実施しているジェネリック医薬品差額通知を継続し、利用促進を図る。				

基本的な考え方(任意)

加算金の対象にならない最低限のレベルまで実施率を引き上げる。被扶養者の特定健診受診率の向上を最重要課題として進める。

特定健診・特定保健指導の事業計画

対応する 健康課題番号 特定健診(被保険者) **1** 事業名 No.1 事業の概要 事業目標 対象 対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対象者分類:被保険者 被保険者の特定健診実施率95%以上。 方法
 アウトカム指標
 H30年度
 R1年度
 R2年度
 R3年度
 R4年度
R5年度 体制 特定健診実施率の向上のみによる健康維持の効果検証はできないため。 (アウトカムは設定されていません) 指 H30年度 R1年度 R2年度 R3年度 アウトプット指標 R4年度 標 特定健診実施率 82 % 87 % 91 % 95 % 98 % 100 % ※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。 実施計画 H30年度 R1年度 R2年度 事業主と連携し、支店等の実績を全て収集する。 継続実施。 継続実施。 R3年度 R4年度 R5年度 継続実施。 継続実施。 継続実施。

2 事業名	特定健診(被扶養者)	対応する 健康課題番号				No.1				
4										
事業の)概要 対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,5	け免耂公叛・汝仕恙耂/仏	事業目標 被扶養者の特定健診受診率45%以上。							
対象	京都寺美門・主て、住門・男女、中町・40~74、) 意継続者	的家有刀規・愀然養有/正	1/1/2	アウトカム指標					R5年度	
方法	-		□□□			H30年度 K1年度 K2年度 K3年度 K4年度 K3年度 のみによる健康維持の効果検証はできないため。				
体制	-		価 (アウトカムは設定され							
		指標アウトプット指標			H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
				特定健診受診率	27 %	32 %	38 %	45 %	56 %	68 %
実施計	- - - - -		※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。							
H304		R1年度	R2年度							
		継続実施。			継続実施。					
1 1 '	契約の医療機関での受診も継続し、いずれかの 方法とする。				1750-1760 NIGO					
R3年	度	R4年度			R5年度					
継続	実施。	継続実施。			継続実施。					
3 事業名	特定保健指導(被保険者)	特定保健指導(被保険者) 対応する 健康課題番号 No.2, No.4			No.4					
) 医原					
V										
± *** a	, ion as									
事業の対象	 対象事業所:全て,性別:男女,年齢:40~74,対	付免老公箱・神保除老	1	^{業目標} 保険者の特定保健指導実	?旃宻50%	IV F				
方法		7家百万炔,1次休戌百	177.	アウトカム指標	H30年度	スエ。 R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
体制			評							
14-103				評 特定保健指導実施率の向上のみによる健康維持の効果検証はできない 価 (アウトカムは設定されていません)						
			指	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			標	微保険者の特定保健指導	45 %	45 %	45 %	46 %	51 %	56 %
				実施率						
			※総	最色強調表示している箇所	は第2期計画	画書中間見	.直しによ	る変更箇戸	听です。	
実施計		I								
H304		R1年度			R2年度					
事業:	合型の特定保健指導、個別訪問型、遠隔指導型を 主の拠点の状況等により適用する。 ・従来の(健 契約の医療機関での保健指導も継続する。	継続実施。			継続実施。					
R3年		R4年度			R5年度					
継続		継続実施。			継続実施。					
142-190	~~~	1121707030			1E1907C0E0					
4 事業名	事業名 特定保健指導(被扶養者)				対応する 健康課題番号 No.2, N			No.4		
					,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	J				
Y										
事業の	加爾		車名	火 日堙						
	対象事業所:全て 性別:里女 年齢:40~74 対	付象者分類:被扶養者/任	事業目標 被扶養者の特定保健指導実施率30%以上。							
対象	意継続者		132	アウトカム指標	長肥辛30%以上。					
方法	法 -									
体制	制 -			価 (アウトカムは設定されていません)						
			指	アウトプット指標	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
			標	似沃食有の付足体庭指令	26 %	26 %	26 %	26 %	31 %	31 %
			実施率							
	※緑色強調表示している箇所は第2期計画書中間見直しによる変更箇所です。									
実施計										
H304		R1年度			R2年度					
	別訪問型、遠隔指導型の特定保健指導を適用する 従来の(健保連)契約の医療機関での保健指導も継 z	継続実施。			継続実施。					
続す R3年		D/I 任度			D5年庇					
		R4年度 継続実施			R5年度					
継続!	夫心。	継続実施。			継続実施。					

達成しようとする目標/特定健康診査等の対象者数								
			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
特定健康診査実施率	計	全体	1,354 / 2,079 = 65.1 %	1,498 / 2,129 = 70.4 %	1,628 / 2,173 = 74.9 %	1,755 / 2,204 = 79.6 %	1,900 / 2,233 = 85.1 %	2,036 / 2,262 = 90.0 %
	画 値 ※1	被保険者	1,178 / 1,435 = 82.1 %	1,287 / 1,472 = 87.4 %	1,371 / 1,498 = 91.5 %	1,444 / 1,515 = 95.3 %	1,501 / 1,529 = 98.2 %	1,546 / 1,546 = 100.0 %
		被扶養者 ※3	176 / 644 = 27.3 %	211 / 657 = 32.1 %	257 / 675 = 38.1 %	311 / 689 = 45.1 %	399 / 704 = 56.7 %	490 / 716 = 68.4 %
	実	全体	1,297 / 2,071 = 62.6 %	1,446 / 2,110 = 68.5 %	1,182 / 1,722 = 68.6 %	i i	- / - = - %	- / - = - %
	績 値 ※1	被保険者	1,058 / 1,437 = 73.6 %	1,176 / 1,434 = 82.0 %	1,012 / 1,192 = 84.9 %	- / - = - %	- / - = - %	- / - = - %
		被扶養者 ※3	239 / 634 = 37.7 %	270 / 676 = 39.9 %	170 / 530 = 32.1 %	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%
特	計	全体	102 / 232 = 44.0 %	104 / 239 = 43.5 %	106 / 242 = 43.8 %	111 / 245 = 45.3 %	125 / 248 = 50.4 %	138 / 251 = 55.0 %
指導実施	画値	動機付け支援	41 / 73 = 56.2 %	42 / 75 = 56.0 %	43 / 76 = 56.6 %	44 / 77 = 57.1 %	48 / 78 = 61.5 %	49 / 79 = 62.0 %
	*2	積極的支援	61 / 159 = 38.4 %	62 / 164 = 37.8 %	63 / 166 = 38.0 %	67 / 168 = 39.9 %	77 / 170 = 45.3 %	89 / 172 = 51.7 %
	実	全体	71 / 313 = 22.7 %	75 / 200 = 37.5 %	29 / 185 = 15.7 %	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%
	績	動機付け支援	39 / 102 = 38.2 %	38 / 77 = 49.4 %	9 / 72 = 12.5 %	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%
	値 ※2	積極的支援	32 / 211 = 15.2 %	37 / 123 = 30.1 %	20 / 113 = 17.7 %	-/-=-%	-/-=-%	-/-=-%

^{※1)}特定健康診査の(実施者数)/(対象者数) ※2)特定保健指導の(実施者数)/(対象者数) ※3)特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方 (任意)

特定健康診査等の実施方法 (任意)

- 1.特定健康診査の受診方法
- (1) 被保険者(任意継続被保険者を除く)
- ・事業所による定期健康診断の受診を以って特定健康診査の受診とみなす。
- ・人間ドックの受診を以って事業所の定期健康診断に代える場合、質問票への回答及び、
- 特定健康診査の実施項目を当健保組合が確認した上で特定健康診査の受診とみなす。
- (2) 被扶養者及び任意継続被保険者
- ・40歳以上75歳未満の従業員以外の女性に「レディース健康診断」のご案内を配付する。
- 男性、または、レディース健康診断を希望しない場合、受診券(セット利用券)を配付する。
- なお、被扶養者への案内は、被保険者経由で配付する。
- 人間ドック受診の場合、質問票への回答及び、特定健康診査の実施項目を当健保組合が確認した上で特定健康診査の受診とみなす。
- (3) 実施項目
- ・「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている実施項目とする。
- (4)費用
- ・特定健診に係る窓口負担は無料とする。人間ドック受診の場合は、当該規程に基づく費用負担とする。
- 2. 特定保健指導の受診方法
- (1)対象者の選定・階層化
 - ・「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第3章の記載内容に基づき実施できる機関に委託して行う。
- (2)被保険者(任意継続被保険者を除く)
- ・特定保健指導を実施できる機関に委託して行う。
- (3) 被扶養者及び任意継続被保険者
- ・レディース健康診断の同日保健指導の受診、または、受診券(セット利用券)による受診とする。
- (4)費用
 - ・特定保健指導に係る窓口負担は無料とする。
- 3. 周知・案内方法
 - ・被保険者は、事業所の掲示板等により案内する。
 - ・被扶養者及び任意継続被保険者は、ホームページに案内し、書面により通知する。
- 4. データの受領方法
- (1) 特定健診
- ・事業所による定期健康診断の結果を電子データ、または紙媒体で受領する。
- ・集合契約に基づく契約健診機関での受診データについては、社会保険診療報酬支払基金を 通じて電子データを受領する。
- ・人間ドック受診の場合、受診機関から電子データ、または紙媒体で受領する。
- (2) 特定保健指導
- ・実施期間等から電子データで受領する。
- (3) データの保管年数
- ・データの保管年数は5年間とする。

個人情報の保護

- ・当組合の「個人情報保護管理規程」に則る。
- ・当組合規程「健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について」において、特定保健指導については、受託業者の「株式会社ニッセイコム」「株式会社ベネフィトワン・ヘルスケア」「メドケア株式会社」に業務委託して実施する旨を明記し、当組合のホームページに公開している。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

当健保組合のホームページに掲載する。

その他(特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等)

当計画については、目標と大きく乖離した場合、その他必要がある場合には計画を見直すこととする。